

岩国市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の補装具費支給制度の補完的措置として、対象児のために新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に更新する経費又は修理に要する経費（以下「補聴器購入費等」という。）の一部を助成する事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱において「対象児」とは、本事業の対象者であり、次に定める要件の全てに該当する18歳未満のものとする。

- (1) 岩国市内に居住していること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上であること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の医師（以下「医師」という。）が装用の必要を認めた場合は、この限りでない。
- (3) 身体障害者手帳の交付対象者でないこと。

(対象から除く者)

第3条 対象児及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補聴器の購入、更新又は修理のあった月の属する年度（補聴器の購入、更新又は修理のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市町民税所得割額（その額を算定する場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の3の規定を準用する。）が46万円以上の場合は、助成の対象から除くものとする。

(助成金の額)

第4条 本事業の助成金の額は、次条第2項第2号に規定する見積書に記載された額と補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「算定基準」という。）別表の価格の100分の104.8に相当する額（ただし、算定基準の4の六に該当する場合については100分の108に相当する額とし、算定基準の5に該当する場合については100分の95に相当する額とする。）を比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）に2を乗じた額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する対象児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）は、軽度・中等度難聴児補聴器（購入・修理費）助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 医師が、対象児の聴力検査（以下「検査」という。）を実施し、交付した軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）
- (2) 意見書の処方に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成調査書（様式第3号）を作成するとともに、対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、助成の対象者であるか否かを確認するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成助言依頼書（様式第4号）により、山口県身体障害者更生相談所に補聴器の構造、機能等に関する技術的な助言を求めた上で、助成金交付の可否を決定するものとする。

3 前2項の規定による審査の結果、助成金を交付することを決定した場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成決定通知書（様式第5号）及び軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券（様式第6号。以下「助成券」という。）により、交付を行わないことを決定した場合は軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請却下通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(補聴器購入等)

第7条 申請者は、前条第3項の規定による交付決定後速やかに、補聴器の購入、更新又は修理を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条により補聴器の購入、更新又は修理を行った申請者は、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成公費負担額請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）に領収書を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は前項による請求があったときは、請求内容を審査し、正当な請求と認めたときは、遅滞なく請求者に当該請求額を支払うものとする。

(代理受領)

第9条 助成金の支払方法は、原則として前条の規定によるが、市長は、申請者の利便性を考慮し、代理受領方式によることができるものとする。

2 代理受領は、申請者が補聴器業者に委任して行うものとする。

3 申請者は、補聴器業者にあらかじめ助成券を引き渡すとともに、補聴器購入費等から助成額を控除した額を支払うものとする。

4 補聴器業者は、請求書に助成券を添えて、市長に助成金を請求するものとする。

5 市長は、前項による請求があったときは、内容を審査のうえ、第4条に規定する助成額を支払うものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、助成の決定を取り消すことができるものとする。

(1) 対象児又は申請者が、虚偽又は不正の行為により助成を受けたとき。

(2) 対象児又は申請者が、補聴器を本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他助成が不適切と市長が認めるとき。

(関係帳簿の整備)

第11条 市長は助成に当たり、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成台帳（様式第9号）を備え、必要な事項を記載しておくものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たっては、平成 18 年 9 月 29 日障発第 0929006 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費支給事務取扱指針」に準ずるほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。